

公益社団法人 宮城県鍼灸師会 定款

創 立	昭和25年11月10日
社団法人許可	昭和57年 4月 1日
公益社団法人認定	平成26年 4月 1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人宮城県鍼灸師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、鍼灸学術の進歩発展のための学術的研究を行い、鍼灸師の資質の向上に努めるとともに、鍼灸術の効果的な活用及び健全な普及を通じ、地域住民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸学術の医学的研究に関する事業
- (2) 鍼灸知識の啓蒙に関する事業
- (3) 鍼灸術を通じての社会奉仕活動に関する事業
- (4) 鍼灸師の資質向上に関する事業
- (5) 鍼灸師の養成に関する事業
- (6) その他の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第5条 本会は、公益事業の推進に資するため、会員の相互扶助に関する事業その他これに関連する事業を行う。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(構成)

第7条 本会は、本会の事業に賛同するはり師、きゅう師であつて、次条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

- 2 前項の会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、本会の入退会規程に定める方法により手続きし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、入会金及び会費規程に定める、入会金、会費、負担金等(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

(退会)

第10条 退会しようとする者は、本会の入退会規程に定める方法により手続きし、理事会の承認を受けなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上の決議(以下「特別決議」という。)により除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の秩序を乱したとき。
- (3) 総会の議決事項に違反したとき。
- (4) 本会の名誉を傷つけたとき。
- (5) その他除名すべき正当な理由があるとき。

- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) はり師またはきゅう師の資格を失つたとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。
- (5) 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失した時は、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることは出来ない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金等及び寄付金その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 会費等の基準及び金額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併又は事業の全部譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する定時総会のほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。ただし、会長を議長として議場が承認した場合、会長が議長を務めることができる。

(定足数)

第19条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 事業の全部譲渡

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、議事録を確認の上、記名押印する。

(運営)

第24条 総会の運営については、社員総会において総会運営規則に従うものとする。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第25条 本会に、次の役員を置く。

理事 6名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事は、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

4 監事のうち、1名は会員外とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長は理事会の決議により選定する。

3 会長は、副会長を指名することができ、理事会の決議により選定する。ただし、副会長は2名以内とする。

4 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになっ

てはならない。

- 5 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事または監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬規程による。

(名誉会長・顧問・参与)

第32条 本会に、任意の機関として、名誉会長1名、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の諮問に応え、適宜意見を具申する。但し、決議に加わることができない。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただしその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の会務運営に関する事項の決定

(開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度別に定める理事会規則により開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法令の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第4号後段を除く。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 会長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を召集するときは、会議に日時、場所、目的である事項を記載した書面又は、メール、FAX等の電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

- 第37条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第38条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知し

たときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第7章 部会及び委員会等

(部会及び委員会)

第43条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会及び委員会を設置することができる。

- 2 部会及び委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 部会及び委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第44条 本会の財産管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1

号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項各号に規定する書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計に慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において特別決議により変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項変更につき、行政庁の認定を受けなければなら

ない。

- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第50条 本会は、総会において特別決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第53条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第54条 本会の公告は、電子公告により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿及び履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の設定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、樋口秀吉とし、業務執行理事となる理事は、稲井一吉、今野正弘、賀川秀眞、小林巖、下條静とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成28年5月11日、定款一部変更（事務所移転）
- 5 平成29年5月14日、定款一部変更